堺市立の中学校における大阪府公立高等学校入学者選抜の資料となる

調査書評定の記載誤りについて

１　事案の概要

大阪府公立高等学校の令和４年度一般入学者選抜において、堺市立の中学校３校が75人分の調査書評定を誤って記載し、府内の公立高等学校24校に提出していたことが判明した。

これを受け、当該の高等学校において、正しい調査書をもとに改めて合格者の判定を行ったところ、府立高等学校２校で２人の生徒が新たに合格となることが判明した。

２　府教育庁としての対応

・当該府立高等学校において上記２名の生徒を新たに合格者とし、府立高等学校への入学を希望する生徒の受入れについては、万全を期する。

・市町村教育委員会に対して今回の事案を周知し、同様の事案が起こらないよう徹底を図る。